

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	121
契約番号	4農振財契第1350号
件名	サイボウズOfficeクラウドライセンス及びセキュアアクセスライセンスの購入
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを使用した電子入札
納入場所	別紙仕様書のとおり
概要	別紙仕様書のとおり
ライセンス有効期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目「002 事務機器・情報処理用機器」に登録を有する者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年3月16日(木) 午前10時00分(ビジネスチャンス・ナビ上)
希望申出期間	令和5年2月28日(火)午前10時から令和5年3月6日(月)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0722

仕 様 書

1 件名

サイボウズ Office クラウドライセンス及びセキュアアクセスライセンスの購入

2 納入期限

令和 5 年 4 月 1 日

3 納入場所

東京都立川市富士見町 3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎

4 仕様内容

- (1) サイボウズ社のサイボウズ Office クラウド版（年額サービス）のユーザーライセンスを納品すること。購入するライセンス数は 370 ユーザーライセンスとし、ID 等については契約締結後通知すること。
- (2) サイボウズ社のセキュアアクセスライセンス（年額）のユーザーライセンスを納品すること。購入するライセンス数は 170 ユーザーライセンスとし、ID 等については契約締結後通知すること。

5 ライセンス有効期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日とする。

ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降も延長できるものとする。

6 支払方法

履行完了後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。（年払い）

7 その他

(1) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の

- 提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (2) 受託者は、契約の履行に関して知り得た機密情報を第三者に漏らし、又は他の用途に利用してはならない。契約期間の終了後においても、同様とする。
 - (3) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる場合、受発注者間において、契約内容の変更の協議を行い、適切に対応する。
 - (4) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
 - (5) 現受託者と本契約に係る受託者（以下、新受託者）が変更になった場合には、現受託者は新受託者への変更に伴う事務手続きについて協力すること。
 - (6) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度財団側と双方協議の上、処理するものとする。

8 担当部課

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

(TEL) 042-528-0722 (E-mail) zaidan-kikaku@tdfaff.com